

国 港 経 第 2 5 号
東 視 第 4 3 号
3 港 経 振 第 1 3 6 号
令 和 3 年 6 月 1 8 日

利 用 者 様

国土交通省港湾局長

高 田 昌 行

東京税関長

榎 本 直 樹

東京都港湾局長

古 谷 ひろみ

(公 印 省 略)

東京港コンテナターミナルにおける長期蔵置貨物の解消について

東京港では、東京 2020 大会時において円滑な港湾物流を確保するため、新たなコンテナターミナルや幹線道路の使用開始のほか、コンテナターミナルのゲートオープン時間の延長、24 時間利用可能な貨物の一時保管場所の確保など、様々な交通混雑対策に取り組んでいるところです。

なかでも、東京港のコンテナターミナル内の長期蔵置貨物を解消し、ヤード内の蔵置貨物量の適正化と荷役効率の改善を図ることは、ゲート前交通混雑の解消及び港湾物流機能の確保のために極めて効果的で重要な取組と考えております。

そのため、令和元年 10 月 23 日付通知により、国土交通省港湾局及び東京都港湾局において、長期蔵置貨物の解消をお願いしたところです。

また、既に、世界的に国際海上コンテナ輸送力及び空コンテナの不足による需給逼迫等に対応するため実入の輸入コンテナの早期引取・空コンテナの早期返却などを国土交通省から、関係の皆様にご協力をお願いしているところです。（「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う世界的な国際海上コンテナ輸送の需給逼迫への対応について（協力要請）」（令和 3 年 2 月 5 日付 大臣官房公共交通・物流政策審議官、海事局長、港湾局長）

コンテナターミナルのヤードは、税関手続きの簡易、迅速な処理を図るため、外国貨物を一時的に蔵置することができる指定保税地域でもありますので、その適正な運用を図ることが必要です。

つきましては、改めて下記の対応について、一層のご理解、ご協力をお願いします。

- 1 輸入許可後のコンテナ貨物については、速やかに搬出して頂くようお願いいたします。
- 2 全ての貨物について、無料保管期間（フリータイム）の延長を行わないようにご協力をお願いいたします。
- 3 デマレッジ（フリータイムを超えてコンテナヤードに留置された場合に課される超過保管料）についても、適切な運用へのご理解をお願いいたします。

本取組につきましては、全てのコンテナターミナルの利用者様に速やかにかつ確実に実施していただくことにより、初めて大きな効果に結びつくものと考えております。

なお、今後、必要に応じて、各コンテナターミナルでの対応状況について調査させて頂くことも検討しておりますので、申し添えます。

また、独占禁止法を遵守するため、貨物の蔵置期間をターミナルオペレーター間や船社間で話し合いをして共同で決めるようなことがないよう、ご注意頂きますようお願いいたします。

東京 2020 大会の成功と首都圏の物流機能の維持との両立を図るため、国及び東京港の関係者が一丸となって混雑対策に取り組んでまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。